

市民部

議案第56号「令和5年度大津市一般会計補正予算(第8号)」のうち、市民部の所管する部分及び教育委員会の所管する部分のうち、市長の補助執行機関たる職員をして補助執行させている部分について

それでは、議案第56号「令和5年度大津市一般会計補正予算(第8号)」のうち、市民部の所管する部分及び教育委員会の所管する部分のうち、市長の補助執行機関たる職員をして補助執行させている部分について、ご説明申し上げます。

それでは、補正予算説明書の46ページをお願いします。

歳入について、ご説明いたします。

款 16「使用料及び手数料」、項1「使用料」、目1「総務使用料」、節1「総務管理使用料」、説明欄、「建物使用料」につきましては、スカイプラザ浜大津の建物使用の実績見込みにより減額を、「土地使用料」につきましては、市民センターの土地使用の実績見込み等により増額を、また、交流センター使用料、市民文化会館使用料、長等創作展示館使用料、体育施設使用料、コミュニティセンター使用料、埋蔵文化財調査センター使用料、歴史博物館使用料につきましても、それぞれ施設の実績見込みにより、増額または減額するものです。

目3「衛生使用料」、節1「保健衛生使用料」、説明欄、「墓地使用料」につきましては、市営堅田霊園の使用料の実績見込みにより増額するものです。

50ページをお願いします。

項2「手数料」、目1「総務手数料」、節1「総務管理手数料」、説明欄、「地縁団体認可証明等手数料」及び節3「戸籍住民基本台帳手数料」、説明欄、「戸籍住民基本台帳等手数料」につきましては、各種証明書の発行実績の見込みにより増額するものです。

目3「衛生手数料」、節1「保健衛生手数料」、説明欄、「霊園管理手数料」につきましては、市営堅田霊園に係る年間管理料の実績見込みにより減額するものです。

54ページをお願いします。

下の表、款 17「国庫支出金」、項2「国庫補助金」、目1「総務費国庫補助金」、節1「総務管理費国庫補助金」、説明欄、「社会保障・税番号制度システム整備費補助金」につきましては、氏名の振り仮名法制化に係るシステム改修経費に対し、交付額の決定により増額するもので、次の「個人番号カード交付事務費補助金」につきましては、マイナンバーカード交付事務に係る事務経費の精査により、減額するものであり、次の「国宝重要文化財等保存整備費補助金」につきましては、文化財保存

修理等補助事業費の精算により、減額するもので、次の「史跡等購入費補助金」につきましては、史跡買い上げ事業において、実績により減額するもので、次の「学校施設環境改善交付金」につきましては、和邇市民体育館防水等改修工事の事業費の確定により増額するもので、次の「デジタル田園都市国家構想交付金」のうち、市民部につきましては、特集展示「源氏物語と大津」開催などの経費に対し、交付額の決定により増額するものです。

56ページに移りまして、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」のうち、「市民部」につきましては、新たに真野、下阪本、上田上、中央の4市民センターの空調設備改修工事費の財源とするほか、パワーアップ・まちづくり活動応援事業や自治会等ふれあいネット導入支援事業などの精査により、増額するものです。

62ページをお願いします。

下の表、項3「委託金」、目1「総務費委託金」、節1「総務管理費委託金」、説明欄、「自衛官募集事務委託金」につきましては、交付額の確定により、増額するもので、節2「戸籍住民基本台帳費委託金」、説明欄、「中長期在留者住居地届出等事務委託金」につきましては、交付額の確定により、減額するものです。

目2「民生費委託金」、節1「社会福祉費委託金」、説明欄、「拋出制国

民年金事務委託金」のうち市民部につきましては、事業費の確定により増額するものです。

66ページをお願いします。

下の表、款 18「県支出金」、項2「県補助金」、目1「総務費県補助金」、節1「総務管理費県補助金」、説明欄、「地方消費者行政活性化交付金」につきましては、事業費の精査により減額するものです。

72ページをお願いします。

項3「委託金」、目1「総務費委託金」、節4「統計調査費委託金」、説明欄、「人口推計調査事務委託金」につきましては、交付額の確定により、増額するものです。

同ページ、下の表、款 19「財産収入」、項1「財産運用収入」、目1「財産貸付収入」、節1「土地貸付収入」、説明欄、「市民部土地貸付収入」につきましては、関電柱等の新規貸し付けにより、増額するものです。

76ページをお願いします。

下の表、款 21「繰入金」、項1「繰入金」、目1「基金繰入金」、節3「交通安全基金繰入金」につきましては、対象事業費の精査により、減額するものです。

節4「文化観光振興基金繰入金」につきましては、歴史文化魅力発見事業の精査により、減額するものです。

78ページをお願いします。

中の表、款 23「諸収入」、項1「延滞金、加算金及び過料」、目1「延滞金」、節1「延滞金」、説明欄、「市営葬儀使用料等延滞金」につきましては、市営葬儀使用料に係る延滞金の実績見込みにより、増額するものです。

80ページをお願いします。

下の表、項4「雑入」、目2「弁償金」、節1「弁償金」、説明欄「市民部」につきましては、自動車臨時運行許可番号標紛失弁償金で、番号標を紛失した許可対象者に対する実費弁償金収入の実績見込みにより、減額するもので、目4「雑入」、節2「総務費雑入」、説明欄「冊子頒布代」のうち、「市民部」につきましては、埋蔵文化財調査報告書、展覧会図書などの売上額の実績見込みにより、減額するものです。

82ページに移りまして、「コールセンター分担金」につきましては、事業の精査による減額を、「学校体育施設照明利用料」につきましては、学校体育施設開放事業に係る照明利用料の実績見込みにより増額を、次の「市民センター管理費等負担金」につきましては、逢坂ビル等の管理経費に係る入居団体からの負担について実績見込みにより増額を、次の「埋蔵文化財包蔵地発掘調査費負担金」につきましては、事業精算により、減額するものです。

84ページに移りまして、節4「衛生費雑入」、説明欄中段、「斎場資源物引取対価収入」につきましては、残骨灰の減容化処理に伴い発生する、資源物の引き取りに対する収入実績により、増額するものです。

節7「土木費雑入」、説明欄中段、「スポーツ振興くじ助成金」のうち、「市民部」につきましては、大石淀グラウンド・ゴルフ場芝植栽工事及びホストタウン事業の事業費の精査により、減額するものです。

86ページに移りまして、節10「その他雑入」、説明欄、「市民部その他雑入」につきましては、市民センター内のコピー使用料や市民文化会館レストラン等の光熱水費、市民運動広場の照明料などの実績見込みにより増額するものです。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

次に、歳出について、ご説明いたします。

102ページをお願いします。

款2「総務費」、項1「総務管理費」、目19「自治振興費」、説明欄1「常勤職員給与費」につきましては、時間外手当などの減額を、説明欄2「自治振興推進費」のうち、「市民部」につきましては、まちづくり協議会設立支援及び運営補助金など事業費の精査により減額を、説明欄3「自治会育成推進費」につきましては、自治会報償金や自治会等ふれあいネット導入支援事業などの事業費の精査により減額を、説明欄4「生

活安全推進費」につきましては、交通安全推進に係る事業費などの精査により減額を、説明欄5「市民センター施設事業費」につきましては、市民センターの光熱水費の執行見込みや、施設維持管理業務委託及び備品購入費などの精査により減額を、説明欄6「市民相談等広聴活動費」につきましては、特別相談業務やコールセンター運営業務など事業費の精査により減額を、説明欄7「コミュニティセンター管理運営費」につきましては、コミュニティセンターの管理運営に係る経費の精査により、減額を、説明欄8「会計年度任用職員雇用経費」につきましては、部内の事務補助及び産前産後・育児休業による代替職員などの雇用経費の精査により、増額するものです。

104ページに移りまして、目 20「支所費」、説明欄1「常勤職員給与費」につきましては、支所における常勤職員の時間外勤務手当などの精査により、増額を、説明欄2「支所維持管理運営費」につきましては、支所における会計年度任用職員の給与相当報酬や時間外勤務手当などの精査により、増額するものです。

目 21「市民交流費」、説明欄1「常勤職員給与費」につきましては、職員の休職などによる給料、時間外手当などの精査により減額を、説明欄2「文化振興推進費」につきましては、伝統文化親子教室の事業費などの精査により、減額を、説明欄3「文化施設管理運営費」につしまし

ては、大津市民会館の修繕工事などにより、増額を、説明欄5「パートナーシップ推進費」につきましては、パワーアップ・まちづくり活動応援事業補助金など事業費の精査により、減額するものです。

目 22「スポーツ振興費」、説明欄1「常勤職員給与費」のうちスポーツ課につきましては、時間外勤務手当などの精査により、減額を、説明欄2「スポーツ施設管理運営費」につきましては、富士見市民温水プールのインセンティブ費などの実績見込みにより増額を、説明欄4「スポーツ施設整備費」につきましては、大石淀グラウンド・ゴルフ場芝植栽工事などの事業費の精査により、減額を、説明欄5「スポーツ推進費」につきましては、新春びわ湖健康マラソン大会の中止や各種大会等開催負担金などの事業費の精査により減額を、説明欄6「スポーツステーションおおつ管理費」につきましては、維持管理経費の精査により、減額するものです。

106ページに移りまして、目 23「消費生活センター費」、説明欄 1「常勤職員給与費」につきましては、給料などの精査により、減額を、説明欄2「消費生活センター管理運営費」につきましては、相談事業、啓発事業及びセンターの管理運営に係る事業費の精査により、増額するものです。

目 24「文化財保護費」、説明欄 1「常勤職員給与費」につきまして

は、時間外勤務手当などの精査により、増額を、説明欄2「市内遺跡緊急発掘調査費」につきましては、開発行為等に伴う発掘調査事業に係る経費の精査により、減額を、説明欄3「文化財等保存対策費」につきましては、伝統的建造物群保存対策推進事業に係る経費の精査により、減額を、説明欄4「文化財保護管理運営費」につきましては、市内文化財の保存・修理や管理事業に係る経費の精査により、減額を、説明欄5「埋蔵文化財発掘調査受託費」につきましては、開発工事に伴う埋蔵文化財の発掘調査事業に係る経費の精査により、増額するものです。

108ページに移りまして、目 25「博物館費」、説明欄 1「常勤職員給与費」につきましては、時間外勤務手当などの精査により、増額を、説明欄2「博物館企画展示費」につきましては、企画展示事業の精査により、減額を、説明欄3「博物館管理運営費」につきましては、照明器具改修工事などの精査により、減額するものです。

112ページをお願いします。上の表、項3「戸籍住民基本台帳費」、目 1「戸籍住民基本台帳費」、説明欄1「常勤職員給与費」につきましては、時間外勤務手当などの精査により、減額を、説明欄2「住居表示整備推進費」につきましては、住居表示板・街区案内板の修繕等に係る事業費の精査により、減額を、説明欄3「戸籍住民基本台帳事務管理費」につ

きましては、証明書のコンビニ交付件数の増加に伴う交付事務手数料の増額など事業費の精査、及びマイナンバーカード交付事務に係る事務経費の精査により、減額するものです。

138ページをお願いします。

款4「衛生費」、項1「保健衛生費」、目6「環境衛生費」、説明欄5「墓地等管理運営費」につきましては、市営堅田霊園における維持管理経費の精査により増額を、説明欄6「斎場管理運営費」につきましては、斎場空調設備更新工事設計業務など事業費の精査により、減額するものです。186ページをお願いします。

款10「教育費」、項5「社会教育費」、目5「公民館費」、説明欄2「公民館管理運営費」のうち、「市民部」につきましては、自主運営試行事業費の委託料の精査により、減額するものです。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

次に、繰越明許費について、ご説明いたします。

6ページをお願いします。

第2表「繰越明許費補正」です。

1「追加」の表の、款2「総務費」、項1「総務管理費」、事業名「文化施設管理運営事業」につきましては、大津市民会館の舞台機構設備の部品交換の推奨に伴い、交換工事を実施することにしましたが、今年度内

に工事を完了することが困難であるため、工事請負費の429万円を翌年度に繰り越しするものです。

事業名「スポーツ施設整備事業」につきましては、「大石淀グラウンド・ゴルフ場フェンス工事」にて、一部部材等の納入に遅れが生じていることに伴い、工事請負費の2,289万1千円を翌年度に繰り越しするものです。

事業名「文化財保存修理等補助事業」につきましては、世界文化遺産・国宝延暦寺根本中堂及び重要文化財延暦寺根本中堂廻廊保存修理事業において、一部工期を延長することから、補助金の257万9千円を翌年度に繰り越しするものです。

項3「戸籍住民基本台帳費」、事業名「戸籍住民基本台帳事務管理事業」につきましては、氏名の振り仮名法制化に係るシステム改修経費であり、改修作業が令和6年度中の見込みとなることから、改修費用の4,188万8千円を翌年度に繰り越しするものです。

7ページをお願いします。

2「変更」の表の、款2「総務費」、項1「総務管理費」、事業名「市民センター施設事業費」につきましては、11月通常会議において、伊香立市民センター移転新築工事の材工分離発注による木材調達業務委託にかかる予算の繰り越しの議決をいただきましたが、さらに造成工事に

ついで、開発許可や農地転用の手続き及び用地取得のための手続きに時間を要したこと、及び真野北及び仰木の里の市民センターの空調設備更新工事に係る設計業務において空調配管の劣化が著しく配管更新の設計が必要となったこと、並びに令和5年11月に故障した堅田市民センター1階の空調設備更新のために実施している緊急工事が休日のみの施工となるため、いずれも令和5年度中に業務を完了することが困難となったため、翌年度に繰り越しする金額を1億4,770万円増額し、2億1,290万8千円とするものです。

以上、「令和5年度大津市一般会計補正予算(第8号)」のうち、市民部の所管する部分及び教育委員会の所管する部分のうち、市長の補助執行機関たる職員をして補助執行させている部分につきましての説明とさせていただきます。

よろしく御審査を賜りますよう、お願い申し上げます。